

△ 應援の被再び謝罪とて高まる。

中部支交通労働組合より本日應援金一百圓を送金して来た。更に目下大々的暴集會事ある。大坂電氣局斗争場邊は昨夜當主、執り委員会と同様應援斗士五名の派遣と應援金より暴集會を決定し即時実行に着手した。

神田某工場有志より金三十圓等附のあつた。

△ 電氣部 東阪 七日未七時より全員職場に出动し職場を網約一時間 気勢を立て抗議べ 青山 一案七時職場占據 一時間以上 気勢を上ぐる。

目黒、太陽美濃所の為業者嚴重の為職場占領出来ず三々伍さ抗場へ。

少岩川 生育十時までに全部多賀園に抗場へ意氣高し。

△ 軌工部 昨夕より今朝にかけて諸部因は音に軌工部此處支那が再不不参加の又は罷會轉向等の記事を掲げてゐる事実は絶対になし。軌工部は終始指令と基づき全員集団籠城を準備と爲せしも答答當局不當とするに由り不可能にてつた。故に從前通ノリ今宵各城を全體守人せめり水である。

次第諸局各職場所 参加人員等詳細報告

安田 二十九と祈る。

△ 電車 大阪 七月六時約百名 職場を占領 潮食を取る。幹部にて終過報告
新潟 諸局復止もなく一同臺々と解散。
青森 大國に警戒せしむる事無く三首觸部 機事されしも活動ヒヤ障子し。

八日 銀座に集合 大阪終点 豊島章に警戒す。

以 上

別記(三)

昭和九年十月八日

東京市電氣局長

山下又三郎

通告 (罷業不參加の件)

先月上旬當局に於て政建設直し案を發表し之が實施に就つて諸君の理解ある協力を求めましたところ諸君が早く諸般の情勢を察し事業更生の爲めに之を然諾せられた事は吾々當事者の實に感謝に堪へんことをあります。然るに之が實施につつて不詳事發生し遂に爭議調停法の發動を見ゆに至つたのでありますか當局は調停委員會の決定を尊重し業に請君に示した業に代へ十月十日より次の通り實施することなつたのであります

一、給與三割減額

本給、諸手當、賞與を合せ總額の二割を減下のであります。が減額の半は諸君の日給額の高低に依つて差等をつけらるります。但つて一番高給の人よりその割合が一番大きくて約三割減となり、次から給料の少ない方へ比例してその割合も順次に減じ初仕終の人は少しも減額されないことを願つて居ります。

一希望退職者に整理手續を交付し特に更改給を以て採用す。